

砂川市告示第52号

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第29条第3項の規定に基づき、次の者を指定公金事務取扱者に指定したので告示する。

令和8年4月1日

砂川市長 飯澤明彦

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称 BABY JOB株式会社

事務所の所在地 大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7番8号 大昭ビル7階

2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入の種類

(1) 砂川市子ども通園センター窓口で受領する地域療育推進協議会事業児童傷害保険、子ども通園センター通園児傷害保険、子ども通園センター費負担金（キャッシュレス決済分）

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約期間満了の30日前までに契約期間満了日（令和9年3月31日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする）